

次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会 追加意見

イー・アクセス株式会社

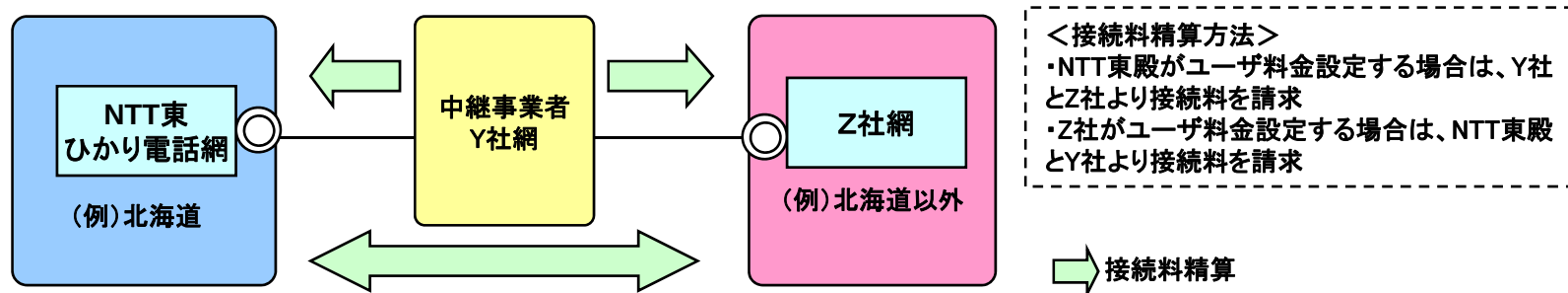
平成20年10月9日



第6回研究会資料2「主要論点の整理」内の「論点⑥逆ざや問題」に対しまして、次の通り意見を提出させていただきます。

■本論点については、NTT東西殿と接続事業者の関係が「1対1」だけではなく、接続事業者のネットワーク及びNTT東西殿の業務地域によっては、複数事業者間の接続が必須の場合もあり、ネットワーク規模や接続形態についても考慮する必要があると考えます。

【中継事業者を介した電話網での接続及び接続料精算イメージ】



●上記のような接続形態は、新規事業者や特定地域にて事業展開している事業者のように全国に自前のネットワークを構築できない事業者との接続などにおいて一般的にみられる形態となります。

●上記のような接続形態における接続料支払いは、

・NTT東(西)殿がユーザ料金設定する場合は『NTT東(西)殿支払い = Y社接続料 + Z社接続料』

・Z社がユーザ料金設定する場合は『Z社支払い = NTT東(西)殿接続料 + Y社接続料』

となり、万が一、NTT東西殿が主張されているように「接続事業者はNTT東西殿と同水準の接続料設定が必要」となれば、Z社がその差額を吸収しなければいけない可能性があり、事業者間の公平性を欠くことになると考えられます。

●そのため、本問題をご検討頂くにあたっては、各事業者が設定する接続料金の水準のみで判断することは適切ではないと考えます。